

和歌山県建設工事共同企業体取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県の発注する建設工事に係る共同企業体の適正な活用の確保を図るため、その基本的要件、結成手続等について、必要な事項を定めるものとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される建設工事については、別途定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「共同企業体」とは、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体をいう。
- (2) 「特定建設工事共同企業体」とは、主として大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する目的で、県が発注する工事ごとに結成される共同企業体をいう。
- (3) 「経常建設共同企業体」とは、中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その施工力及び経営力を強化する目的で結成する年間を通じて有効な共同企業体をいう。

(特定建設工事共同企業体の基本的要件)

第3条 特定建設工事共同企業体の基本的要件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 構成員は、当該建設工事の種類について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第3条第1項の規定に基づく特定建設業の許可を受け5年を経過している者で、和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有するものであること。ただし、すでに経常建設共同企業体を結成している者は、構成員になることはできない。
- (2) 構成員は、原則として3者以内とすること。ただし、工事金額及び技術的難度の高い工事についてはこの限りではない。
- (3) 構成員は、和歌山県の建設工事の入札参加資格を有すること。
- (4) 前各号に規定するもののほか、結成条件等必要事項は、各発注機関において別途定めるものとする。

(特定建設工事共同企業体対象工事)

第4条 特定建設工事共同企業体の対象となる工事は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 県外企業の高度な技術力を必要とする工事で県内業者への技術移転が必要な工事
- (2) 今後も継続的な発注が見込まれ県内業者の育成の必要がある工事
- (3) 研究開発型、実験型等の工事で特定建設工事共同企業体による施工が必要と認められる

工事

(4) 前各号に規定するもののほか、規模、性格等に照らし特定建設共同企業体による施工が必要と認められる工事

(特定建設工事共同企業体の結成手続)

第5条 特定建設工事共同企業体を結成しようとする者は、原則として自主的に結成し、次条の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(特定建設工事共同企業体の提出書類)

第6条 特定建設工事共同企業体が結成に必要とする提出書類は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事入札参加資格審査申請書（共同企業体） 別記第1号様式
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書 別記第2号様式
- (3) 委任状 別記第3号様式

(出資比率)

第7条 共同企業体の各構成員の出資比率は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう構成員数を勘案して定めなければならない。

2 前項の出資比率は、次の各号に掲げる構成員数に応じ、当該各号に定める割合を下回ってはならない。

- (1) 構成員が2者の場合 30%
- (2) 構成員が3者の場合 20%

(代表者の選定等)

第8条 特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者とし、代表者の出資比率は、構成員の中で最大でなければならないものとする。

2 経常建設共同企業体の代表者は、構成員において決定された者とする。

(経常建設共同企業体の基本的要件)

第9条 経常建設共同企業体の基本的要件は次のとおりとする。

- (1) 構成員は、資本、技術及び資材を相互に提供するのみでなく、技術者及び技能者の養成、下請業者の育成、資材の共同購入など工事の施工に当たって総合力の発揮ができ、実質的
施工能力が増大するものであること。
- (2) 構成員は、相互の利害関係の複雑化、協調の困難性を避け、運営責任の明確化を図るため、県内に主たる営業所を有する建設業者3者以内の組合せとすること。
- (3) 構成員は、当該建設工事の種類について、建設業法第3条第1項の定めに基づく許可を受けて5年を経過している者で、和歌山県の建設工事の入札参加資格を有するものであること。

(4) 1の企業が参加できる経常建設共同企業体の数は、1に限ること。

(経常建設共同企業体の結成手続)

第10条 経常建設共同企業体を結成しようとする者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 建設工事入札参加資格審査申請書（共同企業体） 別記第4号様式

(2) 経常建設共同企業体協定書 別記第5号様式

(3) 次条に規定する入札参加資格審査を行うために必要な書類

(経常建設共同企業体の入札参加資格審査)

第11条 経常建設共同企業体の入札参加資格審査は、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13日施行）に基づき行うものとする。

(共同企業体による入札)

第12条 特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の行う入札については、別に定める場合を除き、別記第6号様式による入札書を使用するものとし、共同企業体の代表者が代理人を選定したときは、別記第7号様式による委任状を使用するものとする。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月15日から施行する。ただし、第3条第1項については、平成20

年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存する様式用の紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。